

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該右欄に掲げる土地改良事業を行うことについて令和2年10月26日認可した。

令和2年11月4日

香川県知事 浜田 恵 造

土地改良区名	土地改良事業名
木田郡二股土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）中代地区
国分寺町土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）相生南地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）蛇池地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）中池東地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）東羽間地区